

(特定遊興飲食店営業・個人用)

誓 約 書

年 月 日

秋 田 県 公 安 委 員 会 殿

住 所

氏 名

私は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「法」という。）第31条の23で準用する法第4条第1項に掲げる

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 1年以上の拘禁刑に処せられ、又は法第49条及び第50条第1項に規定する罪、刑法（公然わいせつ等）、売春防止法等の規定に違反して1年未満の拘禁刑に処せられ、その執行を終わり、又は受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- 3 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 4 アルコール、麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者
- 5 心身の故障により特定遊興飲食店営業の業務を適正に実施することができない者として国家公安委員会規則で定めるもの
- 6 法第31条の25第1項の規定により特定遊興飲食店営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者
- 7 法第31条の25第1項の規定による特定遊興飲食店営業の許可の取消処分に係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に、第10条第1項第1号の規定による許可証の返納をした者（特定遊興飲食店営業の廃止について相当な理由がある者を除く。）で当該返納の日から起算して5年を経過しないもの
- 8 前号に規定する期間内に合併により消滅した法人又は第10条第1項第1号の規定による許可証の返納をした法人（特定遊興飲食店営業の廃止について相当な理由がある者を除く。）の前号の公示の日前60日以内に役員であった者で当該消滅又は返納の日から起算して5年を経過しないもの
- 9 第7号に規定する期間内に分割より同号の聴聞に係る特定遊興飲食店営業を承継させ、若しくは分割により当該特定遊興飲食店営業以外の特定遊興飲食店営業を承継した法人（分割について相当な理由がある者を除く）又はこれらの法人の同号の公示の日前60日以内に役員であったもので当該分割の日から起算して5年を経過しないもの
- 10 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者。ただし、その者が特定遊興飲食店営業の相続人であって、その法定代理人が前各号のいずれにも該当しない場合を除くものとする。

のいずれにも該当しないことを誓約します。

(特定遊興飲食店営業・役員用)

誓 約 書

年 月 日

秋 田 県 公 安 委 員 会 殿

住 所

氏 名

私は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「法」という。）第 3 1 の 2 3 で準用する第 4 条第 1 項に掲げる

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 1 年以上の拘禁刑に処せられ、又は法第 4 9 条及び第 5 0 条第 1 項に規定する罪、刑法（公然わいせつ等）及び売春防止法等の規定に違反して 1 年未満の拘禁刑に処せられ、その執行を終わり、又は受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者
- 3 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足る相当な理由がある者
- 4 アルコール、麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者
- 5 心身の故障により特定遊興飲食店営業の業務を適正に実施することができない者として国家公安委員会規則で定めるもの
- 6 法第 3 1 条の 2 5 第 1 項の規定により特定遊興飲食店営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して 5 年を経過しない者
- 7 法第 3 1 条の 2 第 1 項の規定による特定遊興飲食店営業の許可の取消処分に係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に、第 1 0 条第 1 項第 1 号の規定による許可証の返納をした者（特定遊興飲食店営業の廃止について相当な理由がある者を除く。）で当該返納の日から起算して 5 年を経過しないもの
- 8 前号に規定する期間内に合併により消滅した法人又は第 1 0 条第 1 項第 1 号の規定による許可証の返納をした法人（合併又は廃止について相当な理由がある者を除く。）の前号の公示の日前 6 0 日以内に役員であった者で当該消滅又は返納の日から起算して 5 年を経過しないもの
- 9 第 7 号に規定する期間内に分割により同号の聴聞に係る特定遊興飲食店営業を承継させ、若しくは分割により当該特定遊興飲食店営業以外の特定遊興飲食店営業を承継した法人（分割について相当な理由がある者を除く）又はこれらの法人の同号の公示の日前 6 0 日以内に役員であったもので当該分割の日から起算して 5 年を経過しないもの

のいずれにも該当しないことを誓約します。

(特定遊興飲食店営業・管理者用)

誓 約 書

年 月 日

秋 田 県 公 安 委 員 会 殿

住 所

氏 名

私は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「法」という。）第31条の23で準用する法第24条第2項に掲げる

- 1 未成年者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 1年以上の拘禁刑に処せられ、又は法第49条及び第50条第1項に規定する罪、刑法（公然わいせつ等）及び売春防止法等の規定に違反して1年未満の拘禁刑に処せられ、その執行を終わり、又は受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- 4 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 5 アルコール、麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者
- 6 法第31条の25第1項の規定により特定遊興飲食店営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者
- 7 法第31条の25第1項の規定による特定遊興飲食店営業の許可の取消処分に係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に、第10条第1項第1号の規定による許可証の返納をした（特定遊興飲食店営業の廃止について相当な理由がある者を除く。）者で当該返納の日から起算して5年を経過しないもの
- 8 前号に規定する期間内に合併により消滅した法人又は第10条第1項第1号の規定による許可証の返納をした法人（合併又は廃止について相当な理由がある者を除く。）の前号の公示の日前60日以内に役員であった者で当該消滅又は返納の日から起算して5年を経過しないもの
- 9 第7号に規定する期間内に分割により同号の聴聞に係る特定遊興飲食店営業を承継させ、若しくは分割により当該特定遊興飲食店営業以外の特定遊興飲食店営業を承継した法人（分割について相当な理由がある者を除く）又はこれらの法人の同号の公示の日前60日以内に役員であったもので当該分割の日から起算して5年を経過しないもの
- 10 心身の故障により管理者の業務を適正に実施することができない者として国家公安委員会規則で定めるもの

のいずれにも該当しないことを誓約します。

(特定遊興飲食店営業・管理者用その2)

誓 約 書

私は、 _____ の管理者として、その
業務を誠実に行うことを誓約します。

年 月 日

営業所所在地 _____

営業種別・名称 _____

住 所 _____

氏 名 _____

秋 田 県 公 安 委 員 会 殿